一般社団法人 感染防止教育センター 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 感染防止教育センターと称し、英文では Center for Education in Infection Prevention(CEIP) と表記する。

(目的及び事業)

- 第2条 この法人は、医療関係者を主たる対象として、感染症の伝播防止、感染防止技術の 向上を目的とした諸事業を実施し、その実現を通じて日本の医療及び国民の健康に 寄与することを目的とし、次の事業を行う。
 - 1. 感染防止技術に関するeラーニング教育事業
 - 2. 感染防止技術に関する研修の企画と開催事業
 - 3. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区市谷田町三丁目8番地市ヶ谷科学技術イノベーションセンタービル2Fに置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

- 第5条 当法人の目的に賛同して入社した者を社員とする。
 - 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の支払義務)

- 第6条 社員は当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
 - 2 社員は、社員総会で定める額の会費を支払わなければならない。

(社員名簿)

- 第7条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務 所に備え置くものとする。
 - 2 当法人の社員に対する通知又は催告は社員名簿に記載した住所、又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退 社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して 予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、 又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社 団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の決議によ りその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

- 第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退社したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - (4) 2年以上会費を滞納したとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6)総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(招集)

- 第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社 員総会は、必要に応じて招集する。
 - ② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
 - ③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面ですることを要しない。

(招集手続の省略)

第12条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障がある ときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権 の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第15条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。 ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、2名以上とする。

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(理事の選任の方法)

第19条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が 出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第20条 当法人は、理事の互選によって代表理事1人を選定するものとする。

(理事の職務及び権限)

- 第21条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
 - 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(理事の任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 社員総会の終結の時までとする。
 - ② 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

- 第25条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。
 - ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第26条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第27条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第6章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第28条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3 分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分 の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 当法人が解散等により清算をするときに有する残余財産は、社員総会の決議により、 当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第7章 附 則

(定款に定めのない事項)

第31条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところ による。

以上、当法人の定款に相違ない。

令和 6 年 4 月 / 日

